解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月十三日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、平成二十九年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月九日

宮城県石巻市南中里三丁目一二番二〇号
医療法人丸中外科胃腸科医院
清算人　渡邉　和子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十一月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月九日

東京都品川区西大井三丁目一六番二五号
コートハウス山王管理組合法人
清算人　草場　博幸

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年十二月十五日渋谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月九日

東京都渋谷区渋谷一丁目一番一六号若草ビルB館二階株式会社清水事務所内
セントラル美竹マンション建替組合
代表清算人　若林　健一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十六日山形県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月九日

山形県鶴岡市みどり町八番一〇号
宗教法人鶴岡みどり町キリスト教会
清算人　安藤　修一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月九日

岐阜県大垣市上石津町打上二九七番地
宗教法人圓光寺
清算人　木下　憲正

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年十月十三日、宮崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月九日

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓八九九番地
高原町土地開発公社
清算人　花牟禮秀隆

公益信託河本記念北海道・新疆ウイグル開発技術交流基金第三十二期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

北海道と中華人民共和国新疆ウイグル自治区との相互交流を図るため農業開発を中心とした研修生等受入れ及び技術交流等の事業に対する助成

①交流調査事業　〇件　〇万円
②研修事業　二件　二〇〇万円
③技術交流事業　一件　二〇〇万円

助成・援助対象者交流会　一件　一一万円

二、財産目録　平成二十九年十一月六日現在

資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したため、当会計年度にて終了した。

平成三十年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託河本記念北海道・新疆ウイグル開発技術交流基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託皮膚科国際学術交流基金第二十二期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

国内で研究中の海外の皮膚科学研究者に対する研究助成金の交付

助成金　三件　九九〇、〇〇〇円

二、財産目録　平成二十九年十一月八日現在

資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したため、当会計年度にて終了した。

平成三十年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託皮膚科国際学術交流基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市字二丁目四六五四番地
一、最後の住所福島県福島市郷野目字上二七番地の一シニアパンション福島・郷野目
被相続人　亡　原澤　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月九日

福島県福島市北五老内町二番三八号
相続財産管理人　弁護士　安彦　元気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市緑町一一番地、最後の住所群馬県伊勢崎市緑町一一番一五号
被相続人　亡　角張　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月九日

群馬県前橋市新前橋町六番地一五
相続財産管理人　司法書士　土山　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市本町一丁目四番、最後の住所埼玉県鴻巣市本町一丁目四番三号
被相続人　亡　小菅　和人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月九日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一〇岸町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岩崎　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市小前田八八七番地一、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目一三番四―三〇四号　被相続人　亡　吉野　和巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月九日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一二番一〇号
イーストサンビル一　三CD　越谷さくら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　羽賀　裕之

第41期決算公告

平成30年1月9日
北海道札幌市東区北41条東1丁目1番15号
株式会社ユニテック
代表取締役　大野　慎輔

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,297
	固定資産	11,530
	資産合計	120,827
負債及び純資産の部	流動負債	42,108
	固定負債	10,976
	株主資本	67,743
	資本金	30,000
	利益剰余金	37,743
	利益準備金	1,240
	その他利益剰余金	36,503
	（うち当期純利益）	(1,341)
	負債・純資産合計	120,827